

裏面を必ずお読みください。

2025 年 化学 1 組（2025 年 11 月～12 月）受講申込書

ver1.0

下線部および太枠内にご記入ください。[]内は一つ選んで○をつけてください。

【受講者】

ふりがな

氏名

携帯番号

在籍学校または

最終卒業校

[中学校・高校・大学・大学院] / [年または卒]

生年月日：____年____月____日 自宅電話番号 ____-____-____

【保護者】（*受講者が 20 歳未満の場合ご記入ください。）

ふりがな

氏名

携帯番号

メールアドレス

（*窓口にて、メールアドレスの登録手続きを行います。内部優先等のご案内並びに補講・休講等の連絡を希望するメールアドレスを以下にご記入ください。）

____@____（保護者） ____@____（任意）

住所 _____

冬学期 受講クラス（内部生のみ）

科目	申込 (○を記入)	コース	通常授業 開講曜日	11 月～12 月 授業時間 (h=1 時間)	12 月集中授業 授業時間 (h=1 時間)	納入金額 (税込)
理科		化学 1 組	日 12:00-	70,400 (32h)	0 (0h)	70,400
入会金		非会員の方				33,000
		講習会員の方 *2 年以内に講習のみ受講されていた方				27,500
		自習室会員の方 *自習室会員期間中にお申込をされた方にのみ適用				30,500
合計						

*太枠内をご記入ください

- ご記入いただいた個人情報は、受講に際して必要となる様々な事項のご連絡、教材送付等に利用させていただきます。
個人情報の取り扱いにつきましては当塾にて厳重に管理し、第三者への提供は行いません。
- 過振込等で返金させていただく場合には、返金手数料¥880 を差し引いた返金となります。ご了承ください。
- 複数クラス受講割引は適応外になります。

受講承諾書受領署名 _____年____月____日・_____

<VERITAS 記入欄>

処理 年月日	/ /				/ /	/ /	備考
担当者							
	☐ 会員区分確認	☐ 新規メール アドレス登録	☐ DB 入力 ☐ 承諾書発行	☐ 名簿反映 ☐ アドレス反映 ☐ 電話番号反映	☐ 事後 check (DB・名簿)	☐ 保管	

お申し込みの前に、必ずこの書類の内容をご一読ください。

特に学期途中に受講中止なされたい場合につきましては、以下に記載の通りとさせていただきますが、ヴェリタスの講義は一回一回の読み切り型の講義ではなく、一つの学期で区切りがつくように構成されているため、学期途中に受講を中止なされないよう、あらかじめお願い申し上げます。ヴェリタスが皆さんにとって良き学問の場となり、学ぶことにより常に認識を新しくしていくことができるよう、職員一同、それぞれの立場から支えていきたいと存じます。

1. 法人名・代表者名・住所・電話番号

法人名 東京理学会社

代表 梅津英世

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-1

電話 03-3811-9640

2. 提供の内容

申込クラスに応じた講義。カリキュラム・形態・方法についてはシラバスを、時間数・回数については該当年度・学期の「受講申込書」(別紙)をご参照ください。

3. 受講料の金額

本書面の表面に記載の金額とします。

4. 受講料の支払い方法および時期

本書面の表面に記載の支払い方法・時期とします。

5. 受講の期間

本書面の表面に記載の学期間とします。

夏学期 (04-08 月) : 4 月 1 日 ~ 8 月 31 日 (F1、L1 は 3 月 1 日 ~ 8 月 31 日)

冬学期 (09-12 月) : 9 月 1 日 ~ 12 月 31 日

春学期 (01-03 月) : 1 月 1 日 ~ 3 月 31 日

6. クーリング・オフに関する事項

受講申込期間が 2 ヶ月を超え、かつ受講料の総額が 50,000 円を超える受講申込をした受講生は、受講承諾書を受け取った日から 8 日以内に、書面を発することにより解約することができます。その際、当会が受講生から受け取った金銭があるときは、その全額をお返しいたします。また、テキスト等がある場合は、そのテキスト等の引き取りに要する費用は当会が負担いたします。

7. 中途解約に関する事項

前項の 6 に該当する受講申込をした受講生は、クーリング・オフ期間が終了した後も、受講申込を解約することができます。その際は、法令に基づき、

(1) 学期開講前に解約する場合、お支払いいただいている受講料より、政令によって定められた解除によって生ずる損害額 11,000 円を差し引いた返金となります。

(2) 学期開講後に解約する場合、お支払いいただいている受講料より、政令によって定められた解除によって生ずる損害額 20,000 円 (入会金をご納入いただいた学期の場合には、加えて初期費用額 11,000 円)、及び、解約お申し出があった日時までに行われた授業期間に応じた対価 (通常授業は 1 ヶ月 (授業 4 回) 単位、集中授業は集中授業季節単位) を差し引いた返金となります。

(3) 解約の単位は、受講申込書単位となります (一枚の受講申込書でお申し込みされた内容について、部分的な解約は法令によりできません)。また、新規申込の受講申込書を解約した場合には、追加申込の受講申込書についても自動的に解約となります。

8. 割賦販売の際の抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

9. 特定継続的役務提供に係る保全措置に関する事項

前受金の保全措置は講じておりません。